

養育費 & 面会交流セミナー

～そこが知りたい！いくら・いつまで・どうやって？～

養育費の取り決め方法や保証制度について、女性弁護士がお話しします。
安心してお子さんと暮らしていくために、今できることを考えてみませんか？

◆養育費はいつから、いつまでもらえるの？

◆成人年齢が18歳になったことで何か変わったの？

◆養育費の支払いが滞った時、私には何ができるの？

◆養育費の金額はどうやって決めるの？

◆面会交流ってどんなことをするの？



令和4年 **10/20(木)** 9:30～11:30

講師： 弁護士 三浦 じゅん 氏

☆会場：エル・ソーラ仙台（アエル29F サポートルーム）

☆対象：母子家庭の母、寡婦（※）、現在離婚を考えている子育て中の女性
※寡婦：かつて母子家庭の母であって、お子さんが全員20歳に達し、現在も配偶者がいない方

☆申込：9/7（水）9時より電話でお申し込みください（先着順）定員12名

☆託児：無料 10/11（火）まで要申込（先着順/6か月～小学1年生まで）

※しょうがいのあるお子さんや小学2年生以上のきょうだいがいる場合はご相談ください。

申込・問合せ

仙台市青葉区中央1-3-1 アエル29F（エル・ソーラ仙台内）

仙台市母子家庭相談支援センター

TEL 022-212-4322

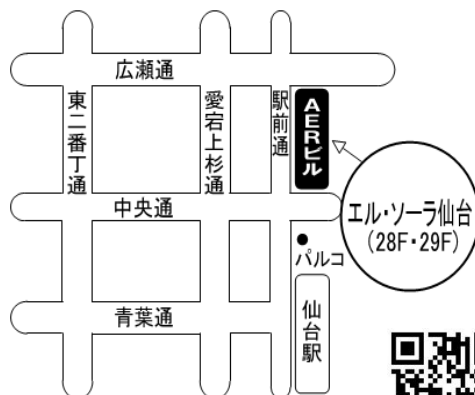
【受付時間】火曜 11時～19時 水曜～土曜 9時～17時

※祝日・休館日を除く

※お申し込みの際にいただいた個人情報はこの事業でのみ使用します。

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、
延期または中止する場合があります。予めご了承ください。

主催：仙台市・公益財団法人せんだい男女共同参画財団 <https://www.sendai-l.jp/>



仙台市母子家庭相談支援センターで相談してみませんか？

Q どんな方が相談できる？

- 母子家庭のお母さん
- 寡婦（かつて母子家庭の母であって、お子さんが全員20歳に達し、現在も配偶者がいない方）
- 現在離婚を考えている子育て中の女性

※未婚で妊娠中の方からのご相談もお受けしています。



Q 何ができるの？

- 就業・自立相談 女性相談員による面接相談〈要予約・60分〉
就職や再就職、自立に関する相談や就業情報の提供を行います。
個室でお話を伺います。電話相談も行っています。
- 就業支援セミナー 応募書類の書き方や面接トレーニングなど
就労のために必要な知識を身につける各種セミナーを開催します。
- 養育費専門相談 女性相談員による面接相談〈要予約・60分〉
養育費に関する悩みについて、お話を伺います。
家庭裁判所などの手続きの際、希望される方には支援員が同行します。

※不定期で「専門相談（弁護士、ファイナンシャル・プランナー、社会保険労務士）」も実施しています。詳細はお問い合わせください。

**仕事の事、生活の事、経済的な事、住むところなど、
不安やモヤモヤを感じたらひとりで悩まず、まずはご連絡ください。**

申込・問合せ 仙台市母子家庭相談支援センター 火曜 11時～19時 水曜～土曜 9時～17時
※祝日・休館日を除く

仙台市青葉区中央1-3-1 AER 29F（エル・ソーラ仙台内） TEL.022-212-4322
運営：（公財）せんだい男女共同参画財団 <https://www.sendai-l.jp/>